

長期高度人材育成コース関係Q & A

内容	回答
高等学校や大学等の新規学卒未就職者は、対象者になるか。	新規学卒未就職者は対象となりません。また、学卒未就職者であつて受講申し込み時点で学校卒業後1年以上経過していない者も対象となりません。
受講対象者の年齢について「概ね55歳未満」ではないのか。	55歳以上のものであっても、ハローワークにおけるキャリアコンサルティング等により受講の必要性について、求職者の状況に応じて個別に判断することになったため、年齢制限についてはパンフレットに記載をしないこととしています。
オンライン訓練等は委託訓練として認められるか。	国家資格の取得を目的とする指定養成機関の養成課程又は専門職大学院課程の履修の手法として認められたものであれば、委託訓練を実施する手法として認められます。
保育士の養成施設においては、幼稚園教諭の資格も一緒に受講できるコースも存在するが、このようなコースは設定してよいのか。 また、この場合の修了要件はどのように判断するか。	必須科目以外で任意で受講できる場合は、有償、無償にかかわらず、訓練カリキュラムには含めないでください。（経費から除いてください。） 幼稚園教諭の資格も必須である場合は、訓練のカリキュラムに設定することは可能ですが、訓練における主目的とする国家資格（保育士）の取得が修了要件となります。 なお、修了要件として設定した資格を取得できなかった場合は、その時点で修了要件を満たさず退校処分を行う必要があるため、留意してください。 また、定着支援費の対象となるのは保育士資格を条件として就職した場合のみとします。
1単位時間が90分の場合、訓練時間の計算方法はどのようにするのか。	委託訓練においては、1単位時間90分＝2時間として算定してください。 その場合は、委託訓練カリキュラム（提案書様式3）も2時間として積算する必要があります。
講師の「指導経験年数」と「実務経験年数」はどう算定するのか。	「指導経験年数」：担当科目の教育機関等での指導経験年数 「実務経験年数」：担当科目の訓練内容に関する実務経験（就労経験）年数 訓練開始予定である令和8年4月1日現在で記載してください。
訓練となる講義以外に学校行事（学校祭や旅行など）を行う場合があるが、どのように取り扱えばよいのか。	参加するか否かは訓練生の判断に委ねるものとします。なお、カリキュラム以外の学校行事の実施は委託の範囲に含まれないため、学校行事に係る経費は訓練に要する実費として認められません。 提案書様式9では計上しないで積算してください。なお、参加する場合は訓練生の自己負担となりますので、提案書様式9-2の任意徴収欄に記載してください。
委託費について、一般の訓練コースにおける授業料も勘案することとされている一方で単価の上限があるため、事実上一般の受講者（以下「一般生」という。）が支払う学費となるのか。	委託費については、上限単価の範囲内で一般生と同額以下となる経済的な委託費単価を設定してください。
専門学校等において一般の受講者希望者から入学検定料を徴収している場合、委託訓練においても徴収してよいのか。また、徴収してよい場合、自己負担とするのか又は訓練実施経費に含めるのか。	委託訓練は訓練期間中に対する1人一月あたりの単価で契約することとしているため、委託費に入学検定料を含めることは困難であり、徴収しないことを前提にしています。
訓練の実施において、テキストなど教材の他に道具や材料の費用が別途必要となる場合については、教材費として自己負担となるのか。	教材費については、原則自己負担となります。ただし、一般生の受講料に一部の教材費も含まれている場合は、訓練生も同額であれば切り出して自己負担とする必要はありませんが、入学時に教材費として徴収する場合や、入学後に別途必要となるものについては自己負担として整理し、提案書様式9-2に、具体的な内容ごとに必ず明示してください。
応募倍率は応募者と受験者どちらを分母に算定したらよいのか。	応募倍率＝入校者／応募者 で算定してください。
提案の要件である就職率80%（介護福祉士、保育士以外のコースは正社員就職率80%）はどのように計算するのか。	それぞれのコースの実績要件の算定の方法は、提案書の様式にある就職率要件確認シートのとおりです。入力シートに実績を入力し提出してください。
正社員就職率を算定する際の正社員とは何を指すのか。	常用労働者のうち雇用労働期間の定めのないものをいい、契約社員やパートタイム、自営は入りません。
定着支援費の対象となる修了就職者とは何を指すのか。	訓練修了後3箇月以内に訓練に関連する職業に就職した者（内定、日雇い、1週間の所定労働時間が20時間未満の雇用契約及び自営を除く）を指します。「訓練に関連する職業に就職」とは、訓練の修了要件となっている資格を条件として就職した場合をいいます。

企画提案の応募にあたっては、千葉県物品等入札参加資格(委託)については、何年度のものが必要なのか。	企画提案の応募にあたっては、令和6・7年度の入札参加資格が必要です。新規提案等の場合で、まだ手続きがなされていない場合は、千葉県管財課で随時申請の手続きを、早急に行ってください。 https://www.pref.chiba.lg.jp/kanzai/nyuu-kei/buppin-itaku/sankashikaku/shinsei.html (なお、選定後の契約するにあたっては、令和8・9年度の入札参加資格が必要です。令和8・9年度の入札参加資格の申請を行っていない場合は、千葉県管財課で必要な手続きを行ってください。)
--	---